

『古事記』成立時の疑問について と「会稽東冶の東」追考

田口 紘一

目 次

1. 『古事記』成立時の疑問について	1
はじめに	1
各氏の見解	2
各項目の検討	7
元明天皇は何のために『古事記』撰録を命じたのか	11
『古事記』本文の訓注の疑問	13
推古朝の天皇記・国記作成の記事	14
2. 「会稽東冶の東」追考	16

1. 『古事記』成立時の疑問について

はじめに

『古事記』の序文に太安万侶が奏上するまでの経緯が記されている。簡単にいえば、天武天皇が、諸家に伝えられている「帝紀・旧辞」は偽りが多いと聞く、今これを正しておかねば後世国を亡ぼすことになるとして、稗田阿礼に勅語して誦習させた。それを撰録して奏上するように元明天皇から勅命を受けたということである。ところが、その「帝紀・旧辞」はいつできたのか、内容を討覈したというのが誰がしたのか、また「其の事ならず」と記されているが何がなされなかったのか、など多くの疑問が生じ、なお議論が続いている。

また、元明天皇は何のために安万侶に『古事記』編纂を命じたのかも明らかになっていない。

さらに、天武天皇は『古事記』の元になる「勅語旧辞」を稗田阿礼に誦習させ、一方では、川島皇子以下十二名に「帝紀および上古諸事」の編纂を詔している。この天武天皇の、一見矛盾する行為も疑問として残っている。

『古事記』序文に記されている成立にかかわる部分は次のところである（訳は北野達氏〈後述〉による）。

天武天皇について

是に天皇詔りたまはく、「朕聞く、『諸家の費てる帝紀と本辞（諸家之所費帝紀及旧辞）と、既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ』といへり。今の時に当たり、其の失を改めずは、幾年を経ずし

て、其の旨滅びなむとす。斯れ、邦家の経緯、王化の鴻基なり。故惟れ帝紀を撰び録し（撰録帝紀）、旧辞を討め覈り（討覈旧辞）、偽りを削り実を定め（削偽定実）、後葉に流へむと欲ふ（欲流後葉）」とのりたまふ。時に舍人有り。姓は稗田、名は阿礼。年は是れ廿八。人と為り聡明くして、目に度れば口に誦み、耳に払れば心に勒す。阿礼に勅語して（勅語阿礼）、帝皇の日継（帝皇日継）と先代の旧辞（先代旧辞）を誦み習はしめたまふ。然れども、運移り世異なり、其の事を行ひたまはず（未行其事矣）。……中略……

元明天皇について

焉に、旧辞の誤り忤へるを惜しみ（惜旧辞之誤忤）、先紀の謬り錯ふるを正さむ（正先紀謬錯）と、和銅四年九月十八日を以ち、臣安万侶に詔りたまはく、「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞（勅語旧辞）を撰ひ録し（撰録）て、献上れ」とのりたまへば、謹みて詔の旨のまにまに、子細に採り庶ひつ。

以前から問題とされてきて現在なお議論されていることをあげると、

- ・もとになった「帝紀・旧辞」はいつできたのか。
- ・もとになった「帝紀・旧辞」は漢文であったのか。
- ・厩戸皇子と蘇我馬子の天皇記・国記などの編纂記事について
- ・『古事記』が推古朝で終わっていることについて。
- ・天武天皇自身が旧辞を討覈したのか
- ・「誦習」とはどのような行為か
- ・なぜ阿礼の誦習させたのか（なぜ文字に記されなかったのか）
- ・「勅語阿礼」とはどのような意味か
- ・「未行其事矣」とは何を示しているか
- ・元明天皇の「正先紀謬錯」とはどのような意味か
- ・「勅語旧辞」とはどのような意味か
- ・安万侶の「撰録」とはどのような行為か

といったことが挙げられる。

各氏の見解

これまでのおもな研究者の方たちのうち、本居宣長（『古事記伝』）、津田左右吉（『古事記及び日本書紀の研究』毎日ワーズ、2018年復刻版）、北野達（『古事記』の成立—『古事記』と「帝紀および上古の諸事」—米沢女子短大付属生活文化研究所第39号、2012年）各氏の見解を各項目別にあげると次のようになる。なお、「」内は各氏の著からの引用文。

もとになった「帝紀・旧辞」はいつできたのか

本居：推古紀の国記であることについては「是にあたるべきか」と保留しながらも、その「帝紀・旧辞」こそが『古事記』の原本であるとした。つまり、推古紀ではないかと思うが確証はないとしている。

津田：欽明紀。『古事記』において、歴代天皇の事績が安閑天皇以降は記されていないので、事績の記

された継体天皇から世の中の記憶が薄れる二・三十年のちにまとめられたとした。つまり、欽明紀のころとしている。現在これが通説になっている。

北野：欽明朝という通説を承認

もとになった「帝紀・旧辞」は漢文であったのか。

本居：漢文で書かれていた

津田：国語で書かれていた。漢文で記されたという論拠はない。

『古事記』の文章とその撰録の事情とからも推測せられるが、全体からいうとほぼ漢文をもって綴られている『日本書紀』において、その間に往々国語で書かれたところのあることからそう考えられる。「国語で書いてあったもとの資料（すなわち『旧辞』）を漢訳するにあたり、あるいは到底訳することのできない特殊の成語をもとのままに残し、あるいは適切な訳語が得られないために生硬な訳し方をしたからである、と解しなければなるまい。国語の原本がなくしてはじめから漢文で書いたのならば、こういう文章のあるはずがないのである」「世間では、はじめて漢字が用いられるようになったときには、書かれた文章は漢文であったと思われるもいるらしいが、これはまったくの誤りであって、漢字を用いたのは国語を写すためであり、文章はすべて国語で書かれたのである」

北野：書籍ではなかった。「文献上にあらわれた『辞』の用例は、文字に記されたことばを指す場合が多いが、『辞』は、必ずしも記されたことばに対してのみ用いられるのではなく、口頭のことばであったことも決して希なことではない」「『旧辞』の内容が『上古諸事』と重なる可能性は少なくないと思われるが、それをことばであらわしたのが『旧辞』であって、何の不都合もない」「『帝紀』『旧辞』は、書籍ではないと思われるいくつかの徴証をあげることができる」。

厩戸皇子と蘇我馬子の天皇記・国記などの編纂記事について

本居：『古事記』が推古朝につくられたかもしれないが、疑問もあり保留。

津田：「公民」の語のあることを疑い、これらは十七条の憲法の記事と同様に、聖徳太子の偉業を誇張するためのねつ造であるとして、信に堪えないものであると断じた。

北野：「この『天皇記』『国記』については、『皇極紀四（六四五）年六月十三日条に蘇我蝦夷等、誅せらるるに臨みて悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。船史恵尺、即ち疾く焼かるる国記を取りて中大兄に奉獻る』とあり、これは、聖徳太子の偉業とは無関係であるから、皇極朝に『天皇記』『国記』のごときものが存在したことを疑うことは難しいであろう。『天皇記』という名称は別にして、推古朝には、何らかの修史事業がなされたものと思われる。」

『古事記』が推古朝で終わっていることについて

本居：『古事記』が推古朝につくられたかもしれないが、保留。

津田：「阿礼の取り扱った『帝紀』がそこまでであったからであろうから、これは『帝紀』が推古天皇のあとまもない頃に編纂せられたことを示すものかと思われるが、さらに憶測を進めるならば、これもまた『旧辞』と同様、欽明朝頃に一度まとめられていたのを、のちになってそのあとの部分を追補したのかと考えられる。」

北野：直接の言及はないが、前問で、推古朝には何らかの修史事業がなされた、としているのでそこで

加筆されたとお考えかもしれない。

天武天皇自身が旧辞を討覈したのか

本居：天武天皇自身が行なった。討覈したものを阿礼に誦習させた。

「又此にしもかく勅語のとあるを以て思へば、もと此の勅語は、唯に此の事を詔ひつけしのみにはあらずて、彼の天皇『天武』の大御口づから、此旧辞を討覈坐て、其を阿礼に聴取しめて、討覈坐大御言のまゝヨミを、誦うつし習はしめ賜へるにもあるべし」。

津田：天武天皇が正説を定めたとしたら、そのことが序文に記されてもいいはずなのにその記載はまったくない。つまり、討覈はなされなかった。

本居宣長への批判のなかで

「彼は『未行其事』の『其事』を阿礼が暗誦していることばを文字に写すだけのことのように説いていて、『削偽定実』の業は天武天皇御自身が行われて、その新定のことばを阿礼が暗誦していたのだと考えているが、『其事』が文章の上から見て『撰録帝紀、討覈旧辞、削偽定実』という事業を指すものでなければならぬことは前に述べた通りであるから、宣長の解釈するように、天武天皇がすでにこの『削偽定実』を行われたのなら、『未行其事』とはいわれないはずではないか。もっともそれがまだ文字に写されていないとすれば、『流後葉』(*後世に伝える)ための方法は充分にとられていないともいわれようが、『其事』の主要な意義がそこにあるのでないことは文章の上に明らかである。またもし『其事』がただ阿礼の暗誦していることばを筆記するだけのことを指すのなら、こんな簡単なしごとがすなわち『削偽定実』の大事業にあたるわけになるので、そこに大きな矛盾が生ずる。

のみならず、宣長のように見るならば、元明天皇のおぼしめしとして『惜旧辞之誤忤、正先紀之謬錯』と書いてあるのは、どういうことか。天武天皇がすでに正説を定められたならば、元明天皇のおぼしめしとしてこんなことが書かれるはずはなかろうではないか。あるいはこの二句を宣長の考えによって強いて解釈すれば、正説はすでに定まっているが世間にはまだ出ていないため、誤った『帝紀』と『旧辞』との信ぜられるおそれがあるから、その正説を一般に知らせよう、という意義だといわれるかもしれぬが、それならば、その正説を記した『古事記』のできあがったあと、わずか二年で、しかも同じ元明天皇の和銅七年に、新たに国史撰修の事業が企てられたのは何故であるか、まったく了解ができない。もっと遡っていうと、天武天皇が御自身で正説を定められるほどならば、川島皇子らに命じて修史事業を起こさせられたということも、同じく不可解なことである。また上表の全体の書き方からいっても、天武天皇ご自身がかかることをせられて、それが『古事記』となってあらわれたものならば、それは『古事記』の由来を叙しているこの上表に明記せられないはずがないではないか。阿礼のしごとは単にそれを暗誦したにすぎない従属的なものであるのに、その阿礼のことを特筆大書しながら、作者であられる天皇のなされたこと、すなわち主たるしごとが明記されず、(仮に宣長の意見にしたがえば)『勅語』の二字によってわずかに暗示されているということは、いかにもつじつまの合わぬ話ではないか。『勅』という語は君主が臣下に対してある意志を伝える場合に用いられるので、帝王の製作がそう称せられるのではないことも、考えねばならぬ。」

といている。後の事にも関連するので、全文を載せた。

北野：阿礼の誦習によって行なわれた。阿礼の創造的な「誦習」が「討覈」そのものであった。

「稗田阿礼の『誦習』は、『討覈』されたものに対してなされたのではなく、『討覈』するためにな

されたというのが筆者の見解である。」

「誦習」とはどういう行為か・暗誦説と訓読説

本居：暗誦説。天武天皇から直接口伝え（勅語）されたものを暗誦した。

津田：既に文字が記されている時代に、わざわざ暗誦という不確かな方法をとるはずがない。

「『帝紀』『旧辞』の書き方がこういうもの[前述]であったとすれば、それはわかりがたく誦みがたいものであったことは、おのずから推測せられよう。なお『帝紀』『旧辞』にも、場合によっては漢文とみなすべき書き方のしてある部分もあったかもしれず、また系譜などの大部分は文章というほどのものにはなっていなかったろうが、それにしても、固有名詞を誦み明らかにするだけでも、かなり困難なしごとであったろう。前に引いた『帝紀本紀、多有古字』という『古字』は、この上表に書いてある『日下』とか『帯』とかいう字のように、古人がそう書いておいたけれども、何故であるかがわからなくなってしまったものをいうらしく、そういう文字が多くては、人名や地名の誦めないものが多くあったろう」。

「『帝紀』『旧辞』はこういうものであったから、それを誦み明らかにするには『為人聡明、度目誦口、扠耳勒心』といわれた如く、頭がよくて博聞強記で、種々の比較研究などもできる人を要したのであろう」。

北野：カタリモノとしての『旧辞』を完成した。『討覈』は阿礼の『誦習』によって行なわれた

「稗田阿礼の『誦習』は、『討覈』されたものに対してなされたのではなく、『討覈』するためになされたというのが筆者の見解である。」

なぜ阿礼に誦習させたのか（なぜ文字に記されなかったのか）

本居：天武天皇は書で読ませるのではなく、語り部が語ることが重要と考えたから。

「語(かたり)を重みしたまふが故」

津田：訓読文をつくった。

北野：諸家の「帝紀」「本辞」の誤りをただすため、「討覈」「撰録」という天武の意志によって、稗田阿礼が「誦習」したのが「帝皇日継」「先代旧辞」である。

「阿礼の『誦習』は、『帝皇日継』と『先代旧辞』と二つの概念で表記されるものを、『旧辞』という一つのものにまとめ上げる創造的な行為であったと考えられる」

「勅語阿礼」の意味

本居：天武天皇自身がこの旧辞を討覈して、直接阿礼に口頭でおっしゃった。

「又此にしもかく勅語のとあるを以て思へば、もと此の勅語は、唯に此の事を詔ひつけしのみにはあらずて、彼の天皇『天武』の大御口づから、此旧辞を討覈坐て、其を阿礼に聴取しめて、討覈坐大御言のまゝを、誦うつし習はしめ賜へるにもあるべし」

しかし、「勅語は、天皇の大御口づから詔ひ属るなり【有司をして伝へ宣しめ、又は書にかけるなどをも、たゞ勅とはいへども、そは勅語とはいはず】」として、「勅語」という語に釈然としない思いも伝えている。

津田：阿礼に討覈するように直接命じた。

北野：稗田阿礼に「勅語」という形で「討覈」するように命じられた。

「未行其事矣」とは何を示しているか

本居：「未行其事」の「其事」を阿礼が暗誦していることばを文字に写す（撰録する）だけのことのよう

津田：阿礼は諸本の中の一本を誦習したのであって、それはまだ討覈されていないから。

北野：「討覈」のために、まず稗田阿礼に「帝皇日継」と「先代旧辞」の誦習を命じたのであるが、それは、舎人に対する「勅語」であったが故に、世上に流布することはなかった。それが、「未行其事矣」という状態である。元明朝までそうした状態は続いたが、元明の命によって、阿礼が「誦習」してきた「勅語旧辞」が「撰録」され、『古事記』の成立に至ったということであろう。

「『其事』とは、直接的には『削偽定実、欲流後葉』であり、それが『未行』とある以上、『討覈』も『撰録』も行われてはいなかったとみるべき」「このことは、元明朝に在っても、『旧辞之誤件』『先行之謬錯』と記されていることによって明らか」

元明天皇の「正先紀謬錯」とはどういう意味か

本居：言及なし。

津田：天武天皇が討覈しなかったので、元明天皇が改めて述べた。

北野：「元明朝にあっても、『旧辞之誤件』『先紀之謬錯』と記されていることによって明らかであろう。天武朝の諸家の『帝紀』『本辞』が『既達正実、多加虚偽』という状況は、いっこうに改まらずに存在したのである。したがって、『削偽定実、欲流後葉』という天武の意図は、元明朝にあっても『未行其事矣』という状態であったことは疑いない。」

「勅語旧辞」とはどういう意味か

本居：天武天皇自身が直接阿礼に勅して誦習させた語（カタリ）の旧辞

津田：帝紀旧辞の間違い。

「ここで一つ解しがたいのは、上表に『稗田阿礼所誦之勅語旧辞』とある『勅語旧辞』の一句である。文字のまま読めば『勅語』と『旧辞』との意であろうが、『勅語』は『旧辞』に対すべきことではない。そして『旧辞』は上に挙げた如く常に『帝紀』『先紀』『帝皇日継』に対して用いられているから、この『勅語』もやはり『帝紀』などの誤写ではなかろうか。

北野：阿礼に勅語という形で旧辞の誦習を命じられたから。

安万呂の「撰録」とはどういう行為か

本居：阿礼の誦習したものを文章に表した（撰録）。

津田：「帝皇日継」と「先代旧辞」を一遍の『古事記』にまとめることであった。

北野：阿礼の誦習した旧辞を「撰録」することによって「未行其事矣」が解消された。

各項目の検討

以下、順次各項目を検討していくことにする。

この時代、普通に倭語で文章をつくっていたのか

このことについて、北野氏は書籍ではなく、「カタリモノ」としてつくられていたとしている。

津田左右吉氏は、倭文はすでにあったと考えていて、「文字がすでに盛んに用いられ、純粹の国語を漢字で書いた文章が一般に行われている世の中に、何を苦しんで長い間阿礼に暗誦させておく必要があるか。いつ死ぬかも知れない人の、しかもたった一人の阿礼の記憶に、畏くも天武天皇御自ら削定せられた貴重この上もなき、また唯一無二の『帝紀』『旧辞』を何故に委託しておいたであろうか。暗誦していることばを文字に写すくらいは容易なことであるのに、何故にそれを行わなかったか。阿礼とてもそのくらいのことはしそうなものではなかったろうか」（前述書）、といて太安万侶の序文自体に疑問を抱いている。

『古事記』序文にでてくる語句を挙げると

- ①「度目誦口（阿礼は一度目にしただけで、口に出して誦むことができた）」。
- ②「勅語阿礼令誦習帝皇日繼及先代旧辞（阿礼に勅語して、『帝皇日繼と先代旧辞』を誦習させた）」。
- ③「撰録稗田阿礼所誦之勅語旧辞以献上者（安万侶に詔して、阿礼の誦する勅語旧辞を撰録させた）」。
- ④「しかしながら、上古においては、ことばもその内容もともに素朴で、文章に書き表すとなると、漢字の用い方に困難があった。すべて漢字の訓を用いて記した場合には、漢字の意味と言葉の意味とが一致しないことがあり、全部漢字の音を用いて記したものは、記述がたいへん長くなる。そんなわけで今は、ある場合は一句の中に音と訓とを混用し、ある場合は一事を記すのに、すべて訓を用いて記すことにした。そして言葉の意味のわかりにくいものには、注を加えて分かりやすくし、意味のわかりやすいものには、ことさら注は加えなかった。また氏の名の『日下』をクサカと読み、名の『帯』をタラシと読む、このような類は、もとのままに記し、改めなかった。」

④に、太安万侶が撰録するにあたって苦勞して工夫したことが詳細に記されている。もし、この時代、普通に倭語で文章が作られていたのなら、このようなことを書くのであろうか。不自然なのだ。この時点において、倭語で文章を書くことが困難だったからこそ、その表し方を詳しく述べたものと考えられるのである。つまり、その時点までは、倭文はあったが、他人が容易に読むことができるような倭文がなかったと考えることによって、はじめて、④の内容が意味を持つようになるのである。元明天皇からは、他人が読むことができる倭文で撰録するように、太安万侶に要請されたものと考えられる。

では、それ以前の倭文はどのようなものであったのであろうか。①において、阿礼は一度目にしただけで、口に出して誦むことができたという（「度目誦口」）。これは明らかに書を見て、それをすらすらと誦んだということであろう。その書は漢文であったのであろうか。もし漢文であったなら、この時代、漢文を習得している渡来人も数多くいたし、何人かは帰化もしている。渡来人は漢文を知っていることが朝廷に仕えるにあたっての大きな特技であるので、全体としては少ないにしても朝廷内で、漢文をすらすら誦める人がいることは特に珍しいことではなかったはずである。また②において、天武天皇は阿礼に勅語して、「帝皇日繼と先代旧辞」を誦習させている。元の情報である「帝皇日繼と先代旧辞」が漢文で

あったなら、天武天皇は、その漢文を訂正すればよいわけで、わざわざ阿礼に誦習させる必要はないであろう。元の資料であった「帝皇日継と先代旧辞」が漢文であったとすると、②のことが説明できなくなるのである。では、漢文でなかったとしたら、どのような書であったのだろうか。また、津田氏のいうように「純粹の国語を漢字で書いた文章が一般に行われている世の中」であったなら、①の「度目誦口」は全く説明できなくなる。

完成した倭文が確立（和文法の確立）する前は、物事の伝達は口承で行われていたという。朝廷で定められた事柄は、天皇から詔として家臣に口承される。それをもっと広く世間に伝える手段として、「語り部」の存在がある。稗田阿礼もまた、その語り部の一人であったろう。語り部の仕事は伝えられた「カタリ」を間違えることなく口承で伝達することである。内容が複雑・多量になるにつれ暗誦することは難しくなる。記憶を保持するための手段としての文字に記すこと、つまりメモ書きが必然のものになったであろうことは容易に想像できる。記憶を保持するためのメモであるから、文章というものでなくてもよい。「カタリ」の順番に、物の名や人名、数量といったものの単語を単純に漢字で並べるだけでも、十分に役立つであろう。また「歌」のような言葉の音を正確に記すために、漢字の音を記す、つまり、漢字を表音文字として使うことも考えだしたであろう。そのようなことが想像される。そのメモは語り部の各自が自分のために独自に作ったものであるから、他人が見ても「カタリ」がわからない。そういうことが考えられる。倭文作成が確立される、つまり、共通の文法が確立される以前において、もっとも切実に倭文の必要を感じていたのは、ほかならぬ「語り部」だったのである。各語り部の書く文章はそれぞれ文法が異なるわけだから他人が見てもそれを解読するのは大きな困難が伴う。語り部が亡くなって、書だけが残っているものもあったであろう。

この時代、「語り部」が主体であったことを示す事柄がある。それは七一三年に元明天皇が発した「風土記の編纂」である。その中で、「古老の相伝する旧聞異事を記す」という要求事項がある。この事は当時、地方では、漢文で歴史書を作るようなことは全くされておらず、もっぱら古老、つまり語り部が記憶する歴史を聞き取ることを要求しているのである。漢文は外国語である。それを習得しているのは渡来人などほんのわずかなヤマト王権に仕えた人びとだったと考えられるのだ。ヤマト王権から漢文で書かれた書が出されても、臣下全員が漢文を読むことができるわけではない。臣下に伝えるときは「語り部」が倭語に戻して「語る」しか方法がなかったのだ。そのことは、倭文の書法が確立して、多くの人が倭文の読み書きができるようになるまで続いたと考えられる。

さらに、『古事記』『日本書紀』の原資料となったと考えられる「帝紀」「旧辞」が「カタリモノ」であったと考えられる事柄がある。それは歴代天皇の漢字表示が『古事記』と『日本書紀』では、ことごとく、異なることである。たとえば初代天皇は『古事記』では「神倭伊波礼毘古命」であり、『日本書紀』では「神日本磐余彦天皇」となっている。『古事記』の「伊波礼毘古」は「語り」の音を一音ずつ漢字を当てはめたもの、つまり漢字を表音文字として使ったと考えられ、『日本書紀』は「イワレビコ」の名の由来を考え適切な漢字を当てたと考えられる。「帝紀」が書籍で、天皇名を漢字で表していたなら、『古事記』作者が「表音文字」で表すはずはないと考えられるのだ。

太安万侶が元明天皇から『古事記』撰録の詔を受けたその時点では、まだ倭文の確立、つまり万人に共通の倭文法の確立はなされておらず、漢文に翻訳された書と認められるもの以外には、各語り部が各自のメモとして用意している書、つまり、他人には読むことのできない書しかなかったという状況を考えてとき、①から④の事柄を矛盾なく説明できることになるのである。

つまり、①の「度目誦口」とは、阿礼は聡明であったので、他人のメモでも、その漢字の並びから音で読むのか、訓で読むべきかを素早く判断して、その内容を語る事ができたと解釈でき、それは聡明な語り部にしかできない技であったろう。②の「勅語阿礼令誦習帝皇日繼及先代旧辞」も天武天皇が勅語して阿礼に「帝皇日繼と先代旧辞」を誦習させたのも、阿礼に改正内容を勅語すれば、阿礼はその内容を記憶し、同時に、阿礼独自のメモも書き換えたということで矛盾なく説明できる。③の元明天皇が太安万侶に詔して「撰録稗田阿礼所誦之勅語旧辞以献上者」も、阿礼の誦する天武天皇が勅語した旧辞を撰録するように元明天皇が太安万侶に命じたのであって、阿礼は他人が読める倭文体の書を持っているわけではないので、太安万侶は阿礼の作ったメモ文をみて、誰でも読むことのできる倭文体で書をつくり献上するように命じられたと解釈される。その誰でも読むことのできる倭文体をつくる工夫が④に示されているのである。安万侶が阿礼のメモ文をみて撰録したことは、後述の「『古事記』本文の訓注の疑問」の項で述べる。

安本美典氏は、その著書『日本神話 120 の謎』（勉誠出版 2006 年）の中で、渡辺剛彰氏の『記憶術』（ひかりのくに株式会社刊）を引用し、『古事記』神話の記述で、たとえば、「頭に成れる神の名は・・・、次に胸に成れる神の名は・・・、次に腹に成れる神の名は・・・」のように、身体の上の方から順に、身体の部分名称と神の名を結びつけることは、記憶術の一方法であるとし、神話は口承伝承によって伝えられたものとしている。

北野氏は書籍ではなく、「カタリモノ」としてつくられたとしているが、「カタリ」だけであったとすると、①の「度目誦口（阿礼は一度目にしただけで、口に出して誦むことができた）」が説明できなくなるのではないか。

「勅語阿礼」について

「勅語」とは「天皇の詔、おことば」なのであるから、「これが正しい」とおことばのあったものを誦習していったということではよいのではないか。津田氏は、天皇が直接正したのなら、わずか「勅語」という言葉だけで片付けられているのはつじつまが合わない、としているが、天武天皇は「討覈」つまり伝承の過ちを是正すると、すでにいっている。その討覈とは天武天皇が世を継ぐことの正統性を主張するものでなければならない。それは天武天皇にとっての真実であって、決して客観的にみた真実を求めるものではなかったはずである。その主張するところを家臣の語り部に過ぎない皇室に属さない人物にできることではない。どんなに聡明でも天皇の心のうちまでは察することはできないであろう。「討覈」は、その中身が「天武天皇が天皇家を継ぐことの正統性を主張するもの」であるので、天皇自身にしか行うことができないことなのだ。その時代の当り前のことがらは、わざわざ言わないものだ。だから「討覈は天皇が行うもの」という当然のことは「勅語」という語を使うだけで十分にその意が伝わると安万侶は思ったのである。それでも安万侶は「勅語」という語を二度使っている、「勅語阿礼」と「勅語旧辞」である。安万侶は、「討覈」は天皇にしかできないと考えていたので、「阿礼に勅語した」つまり阿礼に直接詔された、そして「勅語の旧辞」つまり天武天皇から直接伝えられたお言葉からなる旧辞、と記しておけばそれで十分に「天皇が討覈した内容」をわざわざ詳しく言わなくてもわかることだと思ったのである。

天武天皇は、あらかじめ阿礼に一本の旧辞を撰ばせて、あるいは天皇家に伝わる身近にもっていたものであったかもしれない。それを天武天皇の前で読み上げさせた。天武天皇は、阿礼の読み上げる旧辞を聞きながら、改正すべきところがあると、その場で改正の内容を阿礼に勅語するという作業を行なったと

考えられる。この作業によって、天武天皇は、旧辞の内容を知ることができたと同時に、改正も済ませ、それを記録に残すこと（あくまで、阿礼のメモ帳ではあるが）ができたのである。これがもっとも効率的な手間のかからない討覈の方法である。

「未行其事矣」

次に「未行其事矣」については、何が「未行」だったのかが問題になっている。阿礼は誦習したのであって、文字に表していない。つまり「撰録」がまだされていなかったからというのが通説のようである。それでも一応は合理的な説明であると思うが、しかし、阿礼の誦習が天武天皇の在位中になぜ速やかに撰録されなかったのかという疑問が生じている。これは、当時の状況としては、もともと、これまで伝えられている種々に変容された「帝紀・旧辞」も書籍ではなく、「語り部」に誦習させてあったものだとすれば、天武天皇とすれば、それを討覈して書籍にするという計画はなかったと考えられる。世の中に出回っている種々の異論を含む「帝紀・旧辞」の中身を正し、それを稗田阿礼に「誦習」させた。そして、それが完成すれば、正しい「帝皇日継と旧辞」を稗田阿礼の口から語らせて、広く世に示すつもりであったと考えることができる。「撰録帝紀討覈旧辞」という文章は、安万侶の言葉の綾で、つぎのことば「削偽定実」と関連して、帝紀の中で偽りを削り正しいものを「撰ぶ」ということに重点があり、「録」は、天武が阿礼に誦習させたということから考えると、必ずしも漢文の書籍として表すという意味ではないと考える。阿礼の頭の中に記録させたということではないか。ひねくれた解釈をすれば、「帝紀は撰録し、旧辞は討覈だけでよい」ともなるのである。美文をつくろうとするあまり、意味が正確でなくなるということはよくあることである。

しかし、其事は未行になってしまった。なぜであろうか。

天武天皇が阿礼に誦習させたのがいつだったのかは、安万侶は記していない。しかし、天武天皇はその十年（681）三月に、川島皇子以下十二名に「帝紀および上古諸事」の編纂を詔している。

私は、この詔が発せられた動機が、阿礼に誦習させた「帝皇日継と旧辞」の内容にあると推理した。つまり、天武天皇は、前述のように「帝紀・旧辞」の最初から阿礼に誦習させ、訂正（討覈）が必要な箇所があれば、その場で訂正内容を詔した。そのように阿礼の誦する「帝紀・旧辞」を討覈して行った。ところが、最後に、「帝紀」が推古天皇まで、「旧辞」にいたっては顕宗天皇までしかないことがわかり、その後のことが書かれたものはどこにもないことがわかったのだと思う。また紀年も入っていない。これでは「帝紀・旧辞」を正しく討覈して「帝皇日継と旧辞」をつくっても、これだけでは、天武朝期の歴史書としては全く不足である。推古天皇とは違って、天武は自身が皇位を争って天皇の位に就いたのであるから、その正統性を主張するためには近々の歴史も語らねばならない。そこで、改めて、この未編纂の部分を含め全体の再編纂の作業を川島皇子以下に詔した、と見る。しかし、この作業が完了する前に、天武天皇が崩御された（天武十四年）ので、編纂作業もこの天皇の崩御に伴い中止されたのだと思う。次に再開されるのは元明天皇の和銅七年二月十日、「従六位上の紀朝臣清人と正八位下の三宅臣藤麻呂に詔し、国史を編修させた」という記事のときであろう。天武天皇は、当時伝わっていた旧辞を討覈して阿礼に誦習させたが、その内容が天武朝の歴史書としては、きわめて不十分であったので、改めて天武十年に編纂命令を出したと考えられる。

つまり、天武天皇は、当時出回っている「帝紀・旧辞」を討覈すれば、天武にとっての「帝皇日継と旧辞」を定めることができると思って、稗田阿礼を召して、「帝紀・旧辞」の討覈を行なったが、その内容

が天武朝にとってきわめて不十分であることがわかったので、改めて、天武十年に「帝紀および上古諸事」の編纂を命じた。しかし、その編纂作業が完了する前に、天武天皇は崩御された。それで天武天皇の望んだ「帝皇日継と旧辞」の完成および口誦によるお披露目は「未行」となったというわけである。

ここで、注意を払わなければならない大事なことは、『古事記』序文に書かれていることは、あくまで太安万侶の解釈であり、「未行其事矣」にしたのは天武天皇であるということである。「未行其事矣」は天武天皇の立場で考えなければならないのだ。序文に書かれていることだけで判断する、つまり安万侶の解釈にしたがって結論を出すと結果を誤ってしまうことになりかねない。

以上のように考えれば、三浦祐之氏のいう「もし古事記『序』の記述が正しいとすれば、なぜ天武は、律令国家の根柢となる史書編纂の開始を、大極殿に居並ぶ皇子や臣下たちに高らかに宣言しておきながら、一方で、舎人の稗田阿礼をこっそり召して、自分が正しいと考える歴史を『誦習』させる必要があったのか。こうした振る舞いは、壬申の乱という王権篡奪のクーデターを経て天皇となった天武にとって、我が身を危うくしかねない背信行為になりはしないのか。」(『風土記の世界』岩波新書 2016年)、という懸念も解決される。また、天武十年の国史編纂令の動機も合理的に説明できることになる。

「正先紀謬錯」・「勅語旧辞」

元明天皇は和銅四年(711)九月十八日に、「正先紀謬錯」として太安万侶に阿礼の「勅語旧辞」の撰録を詔している。阿礼の誦習した「勅語旧辞」は撰録することなく保留されていたので、元明天皇がその時点で知っていた「先紀」は、天武天皇の討覈がなされていない「帝紀・旧辞」である。なので、「それを正さむ」として、天武天皇の討覈がなされているところの阿礼の誦習した「勅語旧辞」の撰録を命じたのである。また、元明天皇の時代は、天武時代と異なり、天智天皇と密接な関係のあった中臣鎌足の子、不比等が大臣となっており、必ずしも天武の思想を受け継いでいるわけではなく、天武のなした「勅語旧辞」の再検討の意図もあったと考えられる。つまり、天武天皇が討覈しているのなら、なおさら元明天皇の立場で討覈仕直さねばならないところもあるのだ。撰録にあたって、阿礼の誦習しているものは「カタリことば」であるので、それを漢文に翻訳するのではなく、「歌」などはそのまま音で表すように、そして誰にでも読めるように工夫することを命じたのだと思う。そのため太安万侶は、文章の作り方に工夫を凝らしたことを詳細に記したのである。

元明天皇は何のために『古事記』撰録を命じたのか

このようにして撰録された『古事記』は、その後の『日本書紀』編纂にはほとんど利用されなかったという。つまり、『古事記』と同文のところは『日本書紀』にはない。『古事記』と『日本書紀』の神話を含めた推古朝以前の内容のみをみると、天皇の系譜や物語の大筋は同じでも、詳細なところはだいぶ異なることは多くの人が指摘しているところである。

それでは、元明天皇は何のために『古事記』撰録を太安万侶に命じたのであろうか。

元明天皇の書に関する事績をあげると、次のようになる。

- ・和銅四年(七一一)九月十八日に、「正先紀謬錯」として太安万侶に阿礼の「勅語旧辞」の撰録を詔した。

- ・和銅五年（七一二）正月二十八日、太安万侶、完成した『古事記』三巻を元明天皇に奏上。
- ・和銅六年（七一三）五月二日、風土記の編纂を命じる。「畿内と七道諸国の郡・郷の名称は、好い字をえらんでつけよ。郡内に産出する金・銅・彩色（絵具の材料）・植物・鳥獸・魚・虫などのものは、詳しくその種類を記し、土地が肥えているか、やせているか、山・川・原野の名称のいわれ、また古老が伝承している旧聞や、異った事がらは、史籍に記載して報告せよ」
- ・和銅七年（七一四）二月十日、従六位上の紀朝臣清人と正八位下の三宅臣藤麻呂に詔し、国史（日本書紀か）の撰を命じた（「令撰国史」）。

はじめの『古事記』に関する二項目は『続日本記』には記されていない。また、『日本書紀』に、本文、一書を含めて、『古事記』と同文のものはない（鳥越憲三郎氏ら）。あるいは、天武天皇は『日本書紀』の編纂指示しながら一方では『古事記』を稗田阿礼に誦習させたのか、意図が分からない（三浦祐之氏前述）。このようなことから『古事記』偽書説あるいは「古事記序文」の疑問、が生じているのだが、私は、この『古事記』作成の件は公式ではなく、内密に行なった可能性があると考え。

つまり、当時、『日本書紀』を編纂中であり、天武天皇が稗田阿礼に誦習させた内容を太安万侶に撰録させて、必要な情報を得、作業を達成したあとは、廃棄を命じ、闇に葬るつもりであったと考える。なぜなら、『日本書紀』と『古事記』が併存しては困るからである。

このような考えのもとに、「令撰国史」と「風土記の編纂」との関連を考えてみた。

まず、「令撰国史」について考える。この「令撰国史」が『日本書紀』の編纂のことでであるとすると、先に述べたように、その編纂過程のなかで、天武天皇が行なった「旧辞の討覈」の内容も参考にする必要がある。天武天皇の討覈部分は他の文献では見ることができないからである。そのために、稗田阿礼が誦習していた「勅語旧辞」を撰録させて提出させたことは考えられることである。後で、『古事記』を廃棄するのであるから、『古事記』の内容を採り入れることはあっても、「一書」として、その文章をそのまま採択することはしなかったと考えられる。

「風土記の編纂」との関連は考えられるであろうか。

「風土記編纂」の詔が発せられた理由は『日本書紀』編纂が計画されている中で、「〈日本書〉地理志を実現するための材料を収集する目的であったというのは明白であろう」と三浦祐之氏（『風土記の世界』岩波新書 2016年）らが述べている。「風土記」に記すべきものとして、「古老が伝承している旧聞や、異った事がら」を挙げている。ここで問題が起こる。それは、すでに天皇家の歴史である「帝紀・旧辞」があり、それをもとに『日本書紀』の編纂が進行中である。それには、過去において天皇あるいは大和朝廷から地方へ派遣された事蹟もある。そうすると、その時の天皇名や派遣した人物など、各地方の古老が正しく認知していない可能性がある。そういうことを考えると、あらかじめ天皇家の歴史を知らしめておく必要が生じると思われる。そして、重大なことは、前回（2021年2月本欄投稿論文）に示したように、その「帝紀・旧辞」に記された事蹟が必ずしも真実ではなかったことである。このことは、各地から報告される旧聞と齟齬が生じること必然である。そうであれば、なおさら、「天皇家の歴史はこうである」ということを予め示しておかなければならない。

そのために稗田阿礼が誦習していた「勅語旧辞」を文書化し、「風土記作成の詔」とともに、この「勅語旧辞」を配布することを考えたのではないか。太安万侶は、撰録の詔から、わずか四カ月余りで『古事記』を提出している。相当に急がされたと思われる。元明天皇は「風土記編纂」の詔を出すことに決めた

あと、天皇家の歴史を知らせておかなければ、朝廷の認識している事績と各地方から上がってくる事績に齟齬がでることに気づき、急遽、太安万侶に「勅語旧辞」の成文化を命じたのではないか。『古事記』に示される推古天皇までの歴代天皇名とその事蹟およびその前の神代の物語の大筋は『日本書紀』のそれとほぼ同じなので、『古事記』を「古代天皇家の歴史」としても支障はない。

このように考えれば、『古事記』撰録が内密にされ、『続日本紀』に記録されることなく、『日本書紀』完成の後は、極秘に廃棄命令が出されたが、完全に遂行されることはなく、世の中に残ってしまった。秘密に、と思っていたことが後で出てくるといことは、何時の世にも起こることである。現在、『日本書紀』のほかに、『古事記』が残っていても、何の不思議もない。

『古事記』本文の訓注の疑問

西條勉氏は、その著書『古事記の文字法』（笠間書院、1998年）において、安万侶の古事記撰録について、序文は整然とした漢文であるが、本文は「古事記における文字法の問題は、おそらく《いかに漢字で和語を書くか》という点に集約されるであろう。」と記しているように、漢字で和文を書く苦心をしていると捉えている。しかし、訓注や漢字の音で読むところは小文字で注を入れているのだが、その施注者と本文の書き手が異なることを認めざるを得ないという。たとえば「八尺鏡」については「八尺鏡訓八尺云八阿多」のように「尺」の読みを「アタ」と訓に対する「読み」の注釈を入れている。「八尺」の普通の読みは「ヤサカ」である。これは「尺」を「咫」に書きかえれば、注釈を入れる必要はなくなるのに、本文はそれをしていない。ということは、本文はそのままにするという方針があることを示している。したがって、施注者と本文の書き手は異なるということになる、としておられる。

そして、次のように言っておられる。

「おそらく天武朝に書かれた古事記の本文は、阿礼の誦習を介して、元明天皇の時代になって安万侶の手に届けられた。そこで行われた撰録作業の全体からすれば、施注というのは、あくまでもその一部分にすぎない。現に、古事記の本文のなかで訓注の施されている箇所はごく限られており、わずかに四五例を数えるのみである。

けれども、その一例々は、上表文に「撰録稗田阿礼所誦之勅語旧辞」と言われている撰録作業の生々しい形跡をとどめている。安万侶は、阿礼の誦する天武朝の文献（勅語旧辞）を撰録したのであって、そのばあいの「撰録」は天武朝の文献の書き換えを意味するのではなく、その文字使いに手を加えずに編集することであった。このことは、個々の訓注がきわめて多様なかたちで証明するところである。そして、阿礼の誦とは、天武朝の文献のヨミを、その文字表記から離れた次元で受け継いでいくことであった。誦習者たる稗田阿礼は、文字ことばの管理者というよりは声のことばの伝達者である。すなわち、天武朝の文献は、《文字ことば》と《声ことば》によって伝えられたのである。そのように、《ことばの表現》が二元的なかたちで相互に補い合わねばならなかった理由は、天武朝という時代においては、ことばの表現が、まだ、文字の次元で完全には自律しえていなかったからであろう。」

このように、西條氏は、『古事記』本文は稗田阿礼が所持していた文献（勅語旧辞）であって、太安万侶の仕事は、それに訓注を入れることであった、と言われる。そして稗田阿礼はこの文を見ながら、すばやく「カタリことば」に変えて誦したのだ、と言われる。

そうであろうか。そうすると、安万侶が序文で示した「ある場合は一句の中に音と訓とを混用し、ある

場合は一事を記すのに、すべて訓を用いて記すことにした。」という撰録に対しての文章の作り方の方針は何を指すのだろうか。西條氏の解釈は、この安万侶の執筆方針の記述とは相いれない。

また、稗田阿礼にしても、漢文まじりの文をすばやく「カタリことば」に変えるのも大変な作業である。この時代、藤原宮跡（藤原宮遷都は694年持統天皇の時）から「カタリことば」をそのまま綴ったような宣命体で書かれた木簡が見つまっている。天武天皇が稗田阿礼に勅語旧辞を詔したのは、それより十年ほど前のことになるが、稗田阿礼も語り部として、そのような「カタリことば」をそのまま表す方法を工夫していたのではあるまいか。

太安万侶は稗田阿礼の残した「カタリことば」で表した文章を「ある場合は一句の中に音と訓とを混用し、ある場合は一事を記すのに、すべて訓を用いて記すことにした。」という方針で撰録したと考えられる。その際、訓で書かれたところは阿礼の残した文の訓の部分の漢字をそのまま採用したのだ。天武天皇をあれほど敬っている安万侶にとって、その残された「勅語旧辞」の文字を書き換えることなど、恐れ多くてとてもできるものではなかったであろう。また歴史を綴る者として原文に手を加えないというのは、当然の行為である。たとえば『魏志』倭人伝に「邪馬壹国」とあるのを、何の断りもなしに「邪馬台国」と書き換えてしまう行為など許されないことは現在も同じである。「『壹』は『台』の誤りであり、その理由は云々」と注釈を入れなければならない。

安万侶の行なったことは、稗田阿礼の残した「カタリことば」で表した文章を、誰にでも読めるように、音と訓を混用し、漢文化できるところは漢文化し、つまり、すべて訓を用いて表し、それが難しいところは音を用いるが、音で表したところは施注を「此四字以音」のように小文字で施注を入れ、この漢字は音で読むことがわかるようにした。また、訓で読むのだが、「普通の読みかた」でない場合は上記のように「訓注」を入れることで対処した。歌は音が大事なので、音で表すことを多くした。このようにすれば、漢文法の知識があれば、安万侶の作成した文は、およそ読めることになる。

推古朝の天皇記・国記作成の記事

私は、『古事記』の元になった「帝紀・旧辞」は、推古朝において、厩戸皇子と蘇我馬子が協議して作ったという「天皇記・国記」が元になっていると考えている。それは、『古事記』の記述の内容が、天地創造からはじまり、外国の神話をモデルとして取り込んだり、一貫してあまりによくまとまっており、特定の天皇が発案して基本の物語を作りあげた可能性が高いとみたためである。それは、天皇家の歴史書であり、倭国の歴史書ではないからである。歴史書の作成を『日本書紀』で記しているのは、天武朝より前では推古朝しかない。津田左右吉氏が「その述作の時代はもとより明らかには知られないが、『古事記』に物語のあるのが顕宗天皇までであるのを見ると、そのときからあまり遠からぬのち、ただしそのときの記憶がかなり薄らぐほどの歳月を経たのち、たぶん欽明朝前後、すなわち六世紀の中頃においてひと通りはまとめられたのであろう」（『古事記及び日本書紀の研究』毎日ワンス 2018）として、天皇の事績が薄らぐほどの歳月を一世代三十数年位に見積もっている。これを井上光貞氏らが同調し、さしたる異論もないまま通説となっている。しかし、この時代、四六〇～四八〇年ころにかけて雄略天皇は天皇位への有力皇子たちを次々と殺害し、その後皇位に就いた武烈天皇も多くの人民を殺している。そして武烈に子がなく、天皇家は断絶の危機に陥り、遠く越の国から応神五世の子孫という継体天皇を招聘し、仁賢天皇の皇女と結婚させ、なんとか天皇家を存続させたという大事件が起きているのである。身内を殺

された子孫は一世代くらいでその記憶が薄れるものではない。現在に写して考えればすぐにわかる。戦後七五年ほど経っているが遺族の方たちは、とても記憶が薄らぐという心境ではないであろう。まだ、肉親を亡くした戦時中を経験した方々が御存命であるからである。しかし、一一六年前の日露戦争、九八年前（一九二三年）の関東大震災の記憶となると、肉親が亡くなられていたとしてもかなり薄らいでいるのではあるまいか。経験者はほとんど亡くなられており、経験者から聞き及んでいる人たちの世になっているからである。記憶が薄らぐのは少なくとも三世代・百年くらい必要と思われる。当時の人たちの記憶は三世代前までくらいならかなり鮮明に伝え聞いていたはずである。それは国の上層部に君臨する人たちはその歴史によって作られた家柄がもっとも重要であるからである。家柄、つまり身分によって就ける仕事はほぼ決まっていたであろうからである。『古事記』、つまり古い時代のことを記す書に、誰でもよく知っている近々百年ぐらゐのことは書く必要がない。また、書けばその内容について不満を覚える人たちが必ず生じる。互いに争っている世の中で万人が満足するような歴史書など作れるはずもない。したがって、近々のことは書かないのが上策なのである。

多くの人が『古事記』の元になった「帝紀・旧辞」を厩戸皇子・蘇我馬子の「天皇記・国記」とすることに否定的であるが、不思議なことに、「帝紀・旧辞」が厩戸皇子らの作ったものとする、どのような矛盾が生じるのかを検証した論が見当たらないのである。津田氏は、それ以前の聖徳太子不審論から、その中身を検討することなく否定してしまっている。つまり、「天皇記・国記などを作成した」という記事そのものが偽作と判断しているのだ。しかし、直木孝次郎氏は推古朝における「天皇記・国記などの作成」についての記事はそのまま事実として受け入れている（『日本の歴史2』中公文庫1973年）。三浦祐之氏も「内容的にみると、推古朝で終わるといふ古事記の在り方から、古事記という書物は推古朝に書かれたといふ『天皇記・国記』に連なろうとしたものではないかと考えてみることは可能です」（「古事記の『序』を疑う」『古事記年報』第47号2005年1月28日）とっておられる。

そもそも「推古朝に厩戸皇子と蘇我馬子が『天皇記』『国記』等をつくった」としているのは『日本書紀』の編纂者たちなのである。『日本書紀』の編纂者たちがこのように言っているのを否定するのであれば、「なぜ『日本書紀』の編纂者たちは、そのような偽りを書いたのか」を説明する必要が生じる。

私は、「帝紀・旧辞」が厩戸皇子らによってつくられたとすると、どのような矛盾が生じるのかということ『日本書紀』と比較して検討してみたが、肯定される事項はあるが、矛盾する事項は見つけることができなかつた（拙著『記紀から読み解く〈魏志〉倭人伝とその後の倭国』海鳥社2019年）。

2. 追考 「会稽東冶の東」について

先に、本蘭の2020年1月に載せさせていただいた論文「魏志倭人伝の解明・仮説を見なおしたら」で「会稽・東冶の東」について、陳寿が自身で書いた『三国志』の記事の中から、都市間の距離を示した記事を抜き出し、倭国と中国本土との南北方向の位置関係を計算してみました。そして、下記のような相対関係図(図1)を提示しました。ここでは、洛陽から会稽の方向と距離が『三国志』の記事にはなかったので、陳寿がこの程度であろうと見積もったと考えて計算しました。

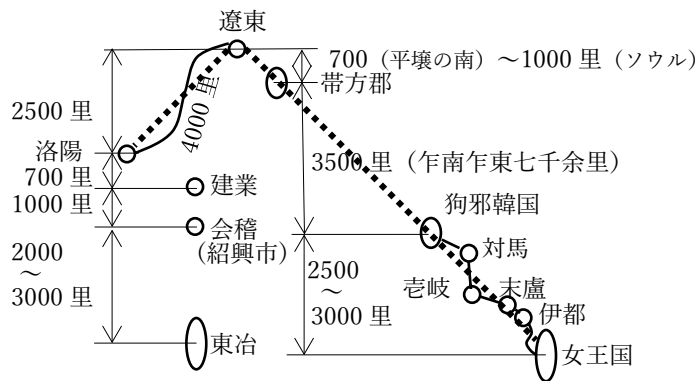


図1. 「会稽・東冶の東」説明図

しかし、『後漢書』地理志には、会稽をはじめ各州の郡役所が置かれた都市への洛陽からの距離が記されています。『後漢書』は『三国志』よりも後の編纂されたものですが、その後漢時代の資料は洛陽の宮殿に蓄積されていたと思われます。したがって、陳寿はその原資料をみることができたのではないかと考えられます。そうであるならば、陳寿は洛陽から会稽までの距離も知ることができたと考えられます。

『後漢書』地理志には、揚州刺史の滞在する会稽への距離は記されていますが、東冶は当時会稽郡の中の一都市であったのでそこへの距離は記されていません。

後漢書から計算に必要な場所への距離を拾い出してみますと、次のようになります。

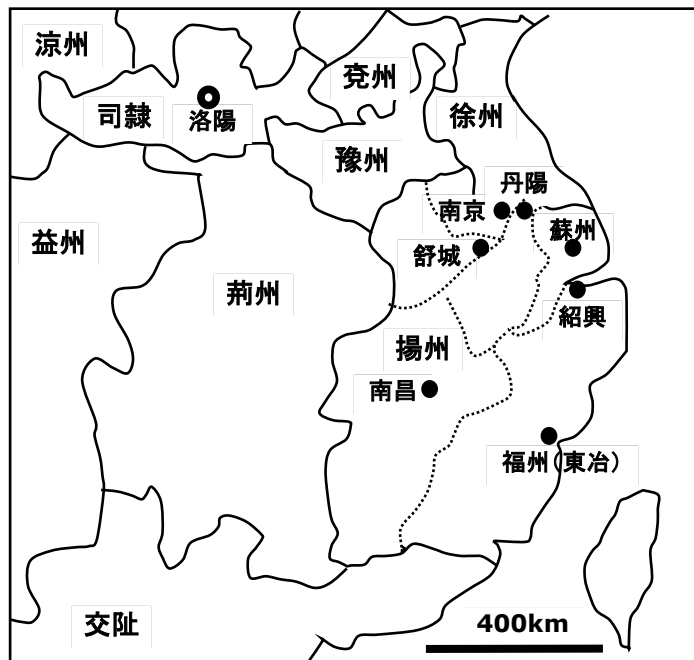
- ①倭国は楽浪郡から東南の海中にあり、その都、邪馬台国まで12000里である。
- ②楽浪郡から倭国の西北界の狗邪韓国まで7000里である。
- ③遼東は洛陽の西北4000里にある。
- ④楽浪郡は遼東を経由して西北5000里にある。
- ⑤会稽は洛陽の東3800里にある。
- ⑥合浦は洛陽の南9191里にある。

帯方郡は後漢末、楽浪郡を支配した公孫氏が韓や倭の支配を強化するために、楽浪郡を二つに分け南半分を帯方郡としたとあるので、帯方郡は楽浪郡とほぼ同じ場所です。

さて、「会稽郡は雒陽(洛陽)の東3800里」とあります。

実際の方向は東ではなく、東南です。会稽は揚州にあります。揚州は洛陽からみればその全域が東南に位置します。方位は八方位で表されていますから東南とは東南東から南南東の間です。ところが、その

揚州の郡の位置はすべて、東か南で示されているのです。会稽（現在の紹興市）東 3800 里、呉郡（現在の南京、上海など長江河口域）東 3200 里、豫章郡（現在の江西省北部）南 2700 里とありますが、実際は、すべて洛陽からは東南の位置にあります。つまり揚州の郡の洛陽からの方向を、「東」とあるのは「東南」に、「南」とあるのは「南東」に書き換えると、方向と道程がほぼ合うのです（図 2 参照）。後漢書では、故意なのか、誤写なのか、わかりませんが、東南、南東となっていたのをはじめの一字目のみを記したのではなかろうかと思えます。



洛陽から南京まで東 1500 里、丹陽まで東 2160 里
 蘇州まで東 3200 里、紹興まで東 3800 里、
 舒城まで東 1700 里、南昌まで南 2700 里

図 2 後漢書による洛陽から揚州各都市への道程

会稽の位置が洛陽の東南 3800 里であるとすると、倭国と会稽の南北方向の位置関係を求めることができます。

洛陽から遼東は北東 4000 里です。洛陽から楽浪郡まで北東 5000 里、ここへは遼東を経由して行くこととなります。帯方郡は楽浪郡を分けて南半分を帯方郡としたとあるので、遼東から楽浪郡（帯方郡）へは 1000 里、方向は事実と同じに東南と考えたと思えます。

倭国と中国本土の都市の南北方向の相対位置については、最北にある遼東を起点に考えることにします。倭国へは、帯方郡まで東南 1000 里、帯方郡から倭国北端の狗邪韓国まで東南 7000 里ですから、併せて遼東から狗邪韓国までは東南 8000 里となります。南北方向では、 $8000 \text{ 里} / (\sqrt{2})$ で、約 5660 里となります。一方、遼東から洛陽まで西南 4000 里、南北方向では 2830 里。洛陽から会稽まで東南 3800 里、南北方向に 2690 里。併せて遼東から会稽まで南北方向では 5520 里となります。

つまり、倭国の北端狗邪韓国は会稽のほぼ東にあることとなります。

邪馬台国は倭国の北端、狗邪韓国から東南に 5000 里ですから南北方向へは 3540 里となります。

東冶は後漢書にもその位置が記されていませんが、後漢書には、交州合浦郡（現、広西壮族自治区合浦市、ベトナムのハノイ市の東方約 350km）は洛陽の南 9191 里とあるので、東冶の南北方向の位置は会稽と合浦の間と見積もれば（実際もほぼ中間です）、東冶の位置は会稽の南 3180 里 $(9191 - 2830) / 2$ となり、邪馬台国は東冶のほぼ東ということになるのです（図 3 参照）。

つまり、倭国は、その北端の狗邪韓国は会稽の東、南端の邪馬台国は東冶の東にあると計算されます。

倭人伝に「其の道里を計るに、当に会稽・東冶の東に在るべし」という通り、陳寿は自らこのように計算したと考えられるのです。

陳寿は計算をして、倭国は、まさに、会稽と東冶の間の東方に横たわってある、それは「倭国は孫呉の東の海上にある」という当時中国国内で考えられていた世界観のとおり計算結果になったと思ったでしょう。

なお、狗邪韓国は倭の領域に入らないという方がいらっしゃいますが、ここは、真実か否かではなく、陳寿がどのように思っていたかで考えるべきです。三国志を書いた陳寿は、韓伝の中で、「韓は帯方の南に在り、東西は海を以て限りと為し、南は倭と接す」と書き、倭人伝では「(帯方) 郡より倭に至るには・・・韓国を経て、乍南乍東し、その北岸狗邪韓国に到る」と書いているのですから、陳寿は朝鮮半島の南部の海岸は倭の一部だと考えていたに違いありません。

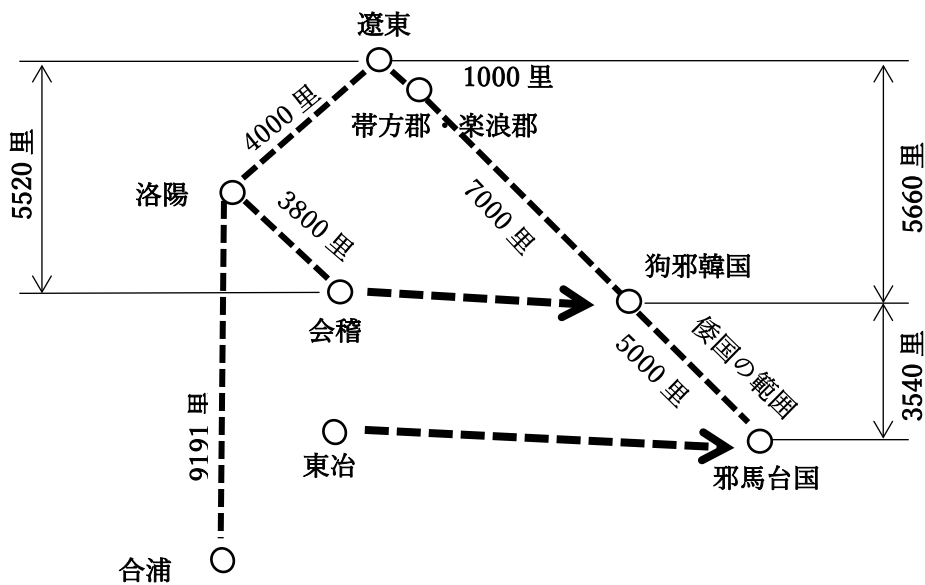


図 3. 邪馬台国と会稽・東冶との関係